

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月 日

三次市教育委員会委員長

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3 実施の時期の項中「平成21年文部科学省令第10号」を「昭和33年文部省令第18号」に、「第3条」を「第5条」に改める。

第4 実施の方法の項中「平成20年法律第73号」を「昭和33年法律第56号」に、「第2条」を「第5条」に、「規則第5条第10項」を「規則第7条第9項」に、「規則第8条の2」を「規則第11条」に、「規則第4条」を「規則第6条」に、「規則第5条」を「規則第7条」に改める。

第5 事後措置の項中「規則第7条」を「規則第9条」に改める。

第6 健康診断票の取扱いの項中「法第6条」を「法第8条」に、「規則第6条」を「規則第8条」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月24日から施行する。